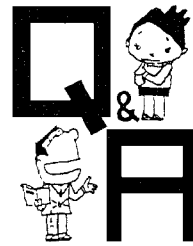


あなたの年金相談室



Q 年金支給は事実のあつた翌日から

私は大正七年四月三日生れです。六十五歳になつたら国民年金を受給したいのですが年金はいつからいつまで支給してくれますか。

A あなたは、昭和五十八年四月になりますと六十五歳です。誕生日の四月三日をすぎたら請求して下さい。年金は五月分から支給してくれます。支給はあなたが亡くなる月まで続きます。

このように、年金の支給は「年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始まり、権利が消滅した日の属する月」で終わります。

なお、年金の支給はあなたが年金の請求をし、社会保険庁長官が裁定として支給が決まるものです。請求が遅れても、権利ができたときまでさかのぼって支給してくれます。

しかし、五年をすぎて請求しますと、年金は五年前の分から支給となります。

年金ってどんなしくみなんだろう？

あなたが受取っている年金は、どこから支払っているかごぞんじですか。あなたがこれまで支払ってきた保険料のほかに働く若い世代が負担する保険料とみんなの税金からなのです。

では、現在働く若いあなたが払っている保険料はどこへいくのでしょうか。これは今後の年金の支払いのために積み立てられたり、現在のお年寄りの世代への年金の支払いにあてられたりします。あなたが老齢になれば、次の世代の

年金は世代と世代の助け合いのしくみです。



保険料などによって、ちゃんとあなたの年金が支えられるのです。すなわち、公的な年金制度は世代から世代への、『順送りの扶養システム』といつてもよいでしょう。ですから、働く若い世代のかたもただたんに遠い将来のこととしてばかりとらえるだけでなく、身近な自分のこととして考えてみて下さい。

今あなたが退職されたお年寄りの世代を支えていることそれがあなた自身の年金につながってくるのです。



保険料の納付方法が変わります

市では、国民年金保険料の納付を年四回(三ヶ月集金、三ヶ月納付)の方法をとっておりましたが、毎年の保険料引き上げにより納付が困難だという声を納税組合長さんとおしてしばしば聞きました。納付方法については、国からも「毎月納付」の指導もありましたが、事務上等の都合

もありのびのびになつていました。が、電算機の利用ができるようになり、本年四月分より毎月集金、毎月納付に切りかえます。このことによつて

社会保険庁のテレビ広報「きょうの健康・あすの年金」

放送局：テレビ山梨(UTY) 放送時間：午前7時30分～7時45分

放送日(予定)	本編テーマ	インフォメーション
2月5日	6. おすみですか！国民年金の加入手続き	⑥ 勤めをやめたら国民年金に加入しましょう
2月12日	7. あなたならどうする！国民年金の繰上げ請求	⑦ 届出はすみやかに一住所・支払機関の変更
2月19日	8. お気軽に！社会保険各種相談	⑧ 年金の受給は一人一年金が原則です
2月26日	9. お届出はすみやかに一年金受給者現況届	⑨ 納めましたか！国民年金の保険料
3月5日	10. 申し出ましょう！年金選択	⑩ 年金にも終期があります—こんな場合届け出を—
3月12日	11. 年金にも税金が??	⑪ 奥様も加入しましょう国民年金
3月19日	12. 利用しましょう！福祉施設	⑫ 年金にも税金がかかる場合があります
3月26日	13. あすの年金を考える	⑬ 年金相談が便利になりました

従来より毎月における納付負担割合が小さくなり、大変納めやすくなります。どうぞこの点をご理解のうえ、ご協力をお願いします。